



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月22日金曜日 第58号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（障がい福祉課）... 741

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....（経営支援課）... 741

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....（森林整備課）... 744

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 744

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....（会計課）... 744

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 745

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（"）... 745

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（"）... 746

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 746

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 747

道路の区域変更（県道伊延東多田線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 747

道路の供用開始（"）.....（"）... 747

告 示

令和元年11月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第743号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
エンジェル・コール訪問看護ステーション	西条市朔日市807	西条市喜多川792番地1	平成27年4月1日

○愛媛県告示第744号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年月日	届 出 の 年月日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 コネクシオ株式会社 代表取締役 井上 裕雄	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 コネクシオ株式会社 代表取締役 井上 裕雄	令和元年9月10日	令和元年11月6日
ザ・ビッグ松山山越店	松山市山越三丁目77番地 外	大規模小売店舗の名称	（仮称）ザ・ビッグ松山山越店	ザ・ビッグ松山山越店	令和元年6月8日	
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マックスバリュ今治阿方店	今治市阿方字山之間 甲371番2 外23筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一	令和元年 9月10日	令和元年 11月6日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	令和元年 9月10日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マックスバリュ西条神拝店	西条市神拝甲584番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一	令和元年 9月10日	令和元年 11月6日

ザグザグ西条大町店	西条市大町322 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一	平成29年 2月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋 株式会社ワッツ 代表取締役 平岡 史生	株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 株式会社ワッツ 代表取締役 平岡 史生	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第747号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎	令和元年 9月10日	令和元年 11月6日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一		
ザ・ビッグ松神子店	新居浜市松神子三丁目89番 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一	平成29年 2月26日	
			マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治		
			マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第748号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年9月愛媛県告示第531号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字久主71番戸 朝倉 治太郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡柳谷村大字中津3970番地 阿部 チヨコ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字久主16番戸 大西 傳吾	担当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	枚方市野村元町39番4号 大野 博士	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字久主2830番地 亀井 要	担当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	清水 兼吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川182番戸 竹下 岩太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡美川村大字黒藤川2595番地 竹下 正一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川2578番地 竹下 柳吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川2606番地 竹崎 カメ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字久主33番地 西 森喜市	森林所有者

○愛媛県告示第750号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、令和元年11月25日から施行する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
一・二 省略	一・二 省略
三 収納代理金融機関の名称、位置等	三 収納代理金融機関の名称、位置等
(→) 省略	(→) 省略

上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字久主38番戸 西 森清弥	担当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 保証責任中津村信用販売購買利用組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡柳谷村大字中津4000番地 山内 清	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第749号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年11月20日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市阿蔵

(一) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店		(二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店	
名 称	位 置	名 称	位 置
省略		省略	
商工組合中央金庫松山支店	松山市千舟町三丁目3番地8	商工組合中央金庫松山支店	松山市一番町二丁目6番地4
2 省略		2 省略	

○愛媛県告示第751号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851300214	株式会社びのきお	愛媛県新居浜市坂井町三丁目6番35号	沖 野 勝 広	放課後等デイサービス	放課後クラブ びのきお みしま	愛媛県四国中央市寒川町337番地	令和元年 6月1日
3850200357	合同会社 F O L K S	愛媛県今治市別宮町七丁目2番33号	豊 島 吾 一	放課後等デイサービス	アマカラ研究室	愛媛県今治市北鳥生町4丁目1番1号	令和元年 6月1日
3850600259	有限会社キャンパス	愛媛県西条市丹原町池田1651番地1	宇 佐 裕 次	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス きゃんぱす東予	愛媛県西条市石田319番地4	令和元年 7月1日
3850600267	介護福祉サービス株式会社	広島県福山市新市町大字新市888番地	藤 井 克 樹	放課後等デイサービス	夢門塾ゆうゆう西条	愛媛県西条市神拝甲233番地13	令和元年 8月1日
3850500327	株式会社今井組	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番76号	今 井 良 太	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス Olive-オリブ-	愛媛県新居浜市瀬戸町12番47号	令和元年 10月1日
3850500327	株式会社今井組	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番76号	今 井 良 太	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス Olive-オリブ-	愛媛県新居浜市瀬戸町12番47号	令和元年 10月1日

○愛媛県告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500623	合同会社プラネットワークス新居浜	愛媛県新居浜市萩生1100番地2	伊 藤 久 門	就労継続支援B型	プラネットワークス新居浜	愛媛県新居浜市萩生1100番地2	令和元年 5月1日
3820500787	社会福祉法人わかば会	愛媛県新居浜市船木長野甲741番地1	山 口 信 二	共同生活援助	グループホーム オリブ	愛媛県新居浜市萩生1724番地1	令和元年 6月1日
3810600795	社会福祉法人あおい会	愛媛県西条市古川江内甲120番地1	菅 野 良 昭	自立生活援助	相談支援センター 星の里	愛媛県西条市飯岡字谷坪3471番地1	令和元年 6月1日
3811300650	株式会社 B E S N A	愛媛県四国中央市中之庄町64番地の1	和 田 真 樹	就労継続支援A型	ベスナ・ワークス	愛媛県四国中央市川之江町1806番地2	令和元年 7月1日
3820500795	株式会社青い鳥	愛媛県新居浜市久保田町三丁目9番27号	白 石 真 奈 美	共同生活援助	青い鳥 topa-s 中秋	愛媛県新居浜市中萩町15番15号	令和元年 8月1日
3810200927	一般社団法人そらとたいよう	愛媛県今治市唐子台東三丁目15番地3	崎 山 美 紀	生活介護	生活介護事業所にじいろ	愛媛県今治市唐子台東三丁目15番地3	令和元年 10月1日
3810200935	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	居宅介護	ニチイケアセンター古国分	愛媛県今治市古国分3丁目2番3号	令和元年 10月1日
3810200935	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	重度訪問介護	ニチイケアセンター古国分	愛媛県今治市古国分3丁目2番3号	令和元年 10月1日
3810600803	株式会社医方の森	愛媛県西条市大町1576番地2	湯 川 桂 介	居宅介護	なぎの樹介護サービス	愛媛県西条市大町1576番地2	令和元年 10月1日
3810600803	株式会社医方の森	愛媛県西条市大町1576番地2	湯 川 桂 介	重度訪問介護	なぎの樹介護サービス	愛媛県西条市大町1576番地2	令和元年 10月1日

3810600803	株式会社医方の森	愛媛県西条市大町1576番地2	湯川 桂 介	同行援護	なぎの樹介護サービス	愛媛県西条市大町1576番地2	令和元年10月1日
3811300668	株式会社廣島屋	愛媛県四国中央市土居町上野乙156番地2	小笠原 洋 二	居宅介護	訪問介護事業所愛	愛媛県四国中央市土居町上野乙156番地8	令和元年10月1日
3811300668	株式会社廣島屋	愛媛県四国中央市土居町上野乙156番地2	小笠原 洋 二	重度訪問介護	訪問介護事業所愛	愛媛県四国中央市土居町上野乙156番地8	令和元年10月1日

○愛媛県告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810200828	特定非営利活動法人慈照会	愛媛県今治市延喜甲600番地	越 智 瑞 啓	就労継続支援B型	イマバリ寺ス	愛媛県今治市延喜甲600番地	令和元年5月31日
3810500045	株式会社すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町3丁目1番50号	黒 川 真 典	重度訪問介護	身体障害者指定居宅支援事業所すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町3丁目1番50号	令和元年8月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	愛媛県四国中央市川滝町領家117番地	佐 藤 勇 気	居宅介護	訪問介護事業所 ファミリー	愛媛県四国中央市妻島町2877番地13	令和元年8月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	愛媛県四国中央市川滝町領家117番地	佐 藤 勇 気	重度訪問介護	訪問介護事業所 ファミリー	愛媛県四国中央市妻島町2877番地13	令和元年8月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	愛媛県四国中央市川滝町領家117番地	佐 藤 勇 気	同行援護	訪問介護事業所 ファミリー	愛媛県四国中央市妻島町2877番地13	令和元年8月1日

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鈴木 敏	西条市古川153番地の3

〃	丹 下 光 盛	西条市広江289番地
〃	山 内 辰 男	西条市石田227番地
〃	丹 下 敏 彦	西条市広江279番地
〃	日 野 進	西条市今在家166番地
〃	眞 田 治 夫	西条市今在家87番地2
〃	岡 本 真 一	西条市今在家365番地1
〃	首 藤 光 繁	西条市玉之江160番地3
監 事	木 村 弘 文	西条市石田103番地
〃	渡 辺 建 機	西条市広江319番地2
〃	越 智 忠 一	西条市今在家60番地3
〃	小 山 雅 則	西条市吉田8番地3

退 任

○愛媛県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
〃	森 田 忠 茂	西条市石田546番地
〃	木 村 昌 雄	西条市石田615番地1
〃	山 内 美 文	西条市石田846番地2
〃	宮 川 俊 二	西条市玉之江358番地
〃	兵 頭 忠 治	西条市玉之江330番地6

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
〃	森 田 忠 茂	西条市石田546番地
〃	木 村 昌 雄	西条市石田615番地1
〃	山 内 美 文	西条市石田846番地2
〃	河 野 正 則	西条市玉之江488番地2
〃	木 村 光 夫	西条市玉之江200番地2
〃	丹 下 代志郎	西条市玉之江189番地
〃	渡 邊 勝 司	西条市広江201番地
〃	久 米 真喜夫	西条市石田216番地
〃	渡 邊 敏 昭	西条市広江287番地8
〃	岡 本 光 久	西条市今在家300番地3
〃	越 智 清 文	西条市今在家131番地
〃	眞 田 長太郎	西条市今在家81番地
監 事	徳 永 勝	西条市石田708番地3

"	兵 頭 忠 治	西条市玉之江330番地 6
"	徳 増 文 孝	西条市広江359番地 1
"	塩 崎 唯 七	西条市今在家281番地

令和元年11月22日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号

○愛媛県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

○愛媛県告示第757号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 29) 第 12827号	平成29年 9月1日	丸幸(有)	寺谷 幸雄	喜多郡内子町平岡甲1984	令和元年 10月1日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 28) 第 13568号	平成28年 10月30日	後藤建築	後藤 文保	南宇和郡愛南町福浦1871	令和元年 10月7日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第758号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊延東多田線	西予市宇和町東多田89番地先から 同町東多田375番1地先まで	旧	メートル 9.7～9.7	キロメートル 0.068	
		西予市宇和町東多田89番地先から 同町東多田375番1まで	新	9.7～9.7 4.5～4.5	0.068	

○愛媛県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊延東多田線	西予市宇和町東多田89番地先から 同町東多田375番1まで	令和元年11月22日